

知りたいこと



合屋 伸好 議員

ボランティアセンターの多目的利用 建議を尊重

■問
平成十五年四月に稼働をはじめた当センターは、五年余りが経過しました。当施設は、須恵のパン・自然食普及センターに合わせて、研修室等の町民が利用できる施設を併設しています。
しかし、この最近の利用状況をみると平均三〇%前後です。
三〜四日に数時間程度の利用です。
この状況下では、とても有益な施設とはいえません。
そこで左記の可能性について質問します。

■答 吉松福祉課長
①役場・社会福祉協議会、老人クラブ、共生のまちづくり連絡協議会の中の高齢者支援部会・障害者支援部会、点字サークル、手話の会、更生保護女性会、町内小中学校、小地域ボランティア団体、シルバー人材センター杖の会、



ボランティアセンター

②管理システム変更の可能性（指定管理者等）
③他の利用の可能性（メデイカルセンター等）
遺族会、身体障害者福祉会、軍人恩給会、民生児童委員協議会、保育園・幼稚園、PTA等とあとは個人の利用です。
平成十九年度の件数は一千七十二件で、三百五十五日で割り崩すと一日平均がたったの三件の利用となっております。

②管理運営については、社会福祉協議会に委託し、管理はシルバー人材センター杖の会に行っております。
把握するよう努めております。
④教職員一人一人が発達障がいに対する理解を深め、一人一人の個性や障がいの特性を見極めた上で、きめ細やかな対応をしていただくようお願いしております。
⑤特別な対策は特に講じていません。
⑥現在委員会は十二名で構成されており、通級指導教室の指導員が二名入っていますが、特学の担任は入っていません。
⑦窓口は第一小学校として北筑前養護学校、身体（四肢）の障がいについては、古賀・福岡養護学校とも連携を図っております。

知むこと

発達障がい児の療育等支援 他町に先駆けて実施



今村 桂子 議員

■問
平成十七年に発達障害者支援法が施行され、療育においても自閉症・アスペルガー症候群・その他広汎性の発達障がい児・学習障がい児・注意欠陥多動性障がい児等の発達支援等の施策が求められている。
①当町における就学前の療育支援は。
②それをどのような形で小学校の段階につなげるか。
③どのように早期発見を行っているか。
④学校における発達支援策は。
⑤発達障がい児の放課後預かりの受け入れは。
⑥就学指導委員会に特学の担任がはいつているのか。

■答 東教育長
①当町では、他町に先駆け平成十四年度から第一小学校に未就学児の療育事業を開設しています。
②子ども教育課は、児童福祉・学校教育を担当し、保健環境課と連携した保健事業が一連のものとなつておりますので当該児童の発達状況や問題点を十分把握しながら、小学校の特別支援教育へとスムーズにつなげるようにしています。
③保育所や幼稚園を保育師と療育担当職員とが定期的に巡回し、園での子どもたちの生活状況の把握を行い、発達障がいのみならず乳幼児の発育の状況なども



平成 18 年 4 月に設置された 0 才児から中学校卒業までを受け持つ「子ども教育課」

把握するよう努めております。
④教職員一人一人が発達障がいに対する理解を深め、一人一人の個性や障がいの特性を見極めた上で、きめ細やかな対応をしていただくようお願いしております。
⑤特別な対策は特に講じていません。
⑥現在委員会は十二名で構成されており、通級指導教室の指導員が二名入っていますが、特学の担任は入っていません。
⑦窓口は第一小学校として北筑前養護学校、身体（四肢）の障がいについては、古賀・福岡養護学校とも連携を図っております。